

第六次静岡県DV防止基本計画（案）概要

第1章 計画策定に当たって

計画策定の趣旨

本県では、DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）」を策定しました。

このたび、第五次DV防止基本計画の計画期間が令和7年度で終了することから、法改正や社会情勢の変化等を踏まえ、「第六次DV防止基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

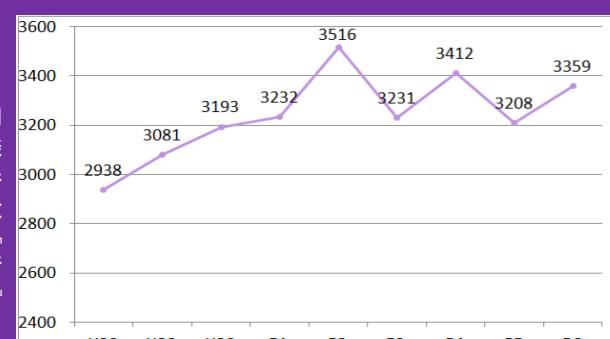
計画期間

令和8年度から令和10年度まで（3年間）

第2章 現状と課題

● DV相談件数は高い水準で推移

- R6相談件数：3,359件
- DVは外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向
- DV防止に向けた啓発と相談体制の充実が必要



●複合的な課題を抱える被害者の状況

- 精神的な問題、就業、住宅や生活費の確保や子の就学等、複合的な課題
- それぞれの課題に対応する支援機関が、認識を共有しながら連携を密にすることが必要

●身近な地域における支援体制の充実の必要性

- 被害者のための相談機関や保護施設を整備することが必要と考える県民が多い
- 県内各地に相談機関を設置することが必要
- 県と市町による支援体制の構築が重要

●加害者と別れる選択をしない被害者の存在

- こどもがいることや経済的な不安を理由に加害者と別れられない被害者の存在
- 新たな生活再建のための支援の取組をより一層推進することが重要
- 「①被害者の安全」「②加害者自身が加害責任を自覚」「③加害者の認知・行動変容」の3点を目的とした「加害者プログラム」の受講促進が必要

第3章 計画の考え方

基本理念

DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して

計画策定のポイント

【方針1】

国・地方公共団体・民間団体の連携・協力

- 静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会・DV防止地域ネットワーク会議・個別ケース検討会議を法に定める協議会として組織することで関係機関間の連携・協力体制を強化

【方針2】

配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- 被害者支援の中心的役割を果たす配偶者暴力相談支援センターを県内各地域に設置

【方針3】

被害者の自立支援

- 被害者の自立支援（制度の活用、住居確保、就労支援、心身の回復のサポート）のための施策を取組に反映

【方針4】

被害者支援の一環としての加害者プログラムの推進

- 行動変容を希望する加害者を対象とする相談対応
- 行動変容の意思を持った加害者に対するプログラム参加促進

計画の推進体制

関係機関との連携を図りながら様々な分野で横断的な施策が推進されるよう「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、計画の進捗状況を確認し、課題と施策の検討を行います。

DVをなくすために重要なこと（複数回答）

法律・制度の制定や見直し	38.7%
犯罪の取り締まりの強化	26.1%
被害者が届け出しやすい環境づくり	36.2%
暴力に反対する市民運動を盛り上げる	5.5%
相談機関や保護施設の整備	51.0%
家庭における男女平等についての教育の充実	22.7%
学校における男女平等についての教育の充実	32.4%
メディアが暴力を無批判に取り扱わないようにする	7.1%
過激な暴力表現のゲームソフト等の制限	10.1%

県民意識調査（静岡県男女共同参画課：R6）

被害を受けたときに配偶者と別れなかった理由（複数回答）

	全体会員	女性会員	男性会員
こどもがいる（妊娠した）から	71.4%	73.3%	66.7%
経済的不安があったから	46.0%	61.5%	7.4%
相手が変わるかもしれないから	24.3%	24.4%	24.1%
世間体が悪いと思ったから	14.8%	14.8%	14.8%
繰り返されないと思ったから	10.6%	11.9%	7.4%
相手には自分が必要だと思ったから	9.0%	7.4%	13.0%
別れるときさみしいから	9.0%	7.4%	13.0%

男女間における暴力に関する調査（内閣府：R6）

第五次計画からの改定ポイント

●改正DV防止法に基づき以下の内容を計画へ反映

- 法に新たに位置付けられた「法定協議会」を組織し関係機関・民間団体の連携及び協力体制を強化【方針1】【方針2】
- 計画への必要的記載事項とされた「被害者の自立支援のための施策」の充実【方針3】
- 「被害者支援の一環としての加害者プログラムの推進」を計画に位置付け【方針4】

第4章 施策の推進

施策体系

施策1

DVをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進

広報啓発

- (1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進
- (2) DV早期発見、通報のための広報、知識普及

施策2

いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

相談

- (1) 県におけるDV相談の推進
- (2) 地域におけるDV相談の推進
- (3) 多様性に配慮した相談体制の構築

施策3

DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全に守る保護の実施

保護

- (1) 安全な保護のための関係機関の連携推進
- (2) 一時保護所における被害者支援
- (3) 子どもに対するケア体制の充実
- (4) 多様なケースに対応した保護体制の整備

施策4

DV被害者の自立に向けたきめ細やかな支援環境の整備

自立

- (1) 生活再建のための支援
- (2) 住まい確保のための支援
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 心身の回復のための支援

施策5

DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

連携

- (1) 市町のDV施策推進の支援
- (2) 相談関係ネットワークの強化
- (3) 民間団体との協働による被害者支援体制づくりの推進

主な取組

- SNS等の活用による広報・啓発
- 高校生や大学生等を対象としたデータDVの知識や防止に向けた啓発

- 電子メールやSNS等活用したDV相談の利用促進
- 法定協議会の枠組みを活用した情報共有・連携体制の強化【方針1】【新規】
- 配偶者暴力相談支援センター設置による地域の相談支援体制の強化【方針2】【拡充】

- 法定協議会の枠組みを活用した情報共有・連携体制の強化（再掲）【方針1】【新規】
- 保護命令の発令があった場合の速やかな情報共有【新規】

- 女性自立施設入所者に対する就労支援、生活訓練
- 入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供や居住支援に関する相談体制の充実【方針3】【拡充】
- 民間の心理士等の活用による心理的ケアの実施
- 退所後の状況確認などの退所者支援の実施【拡充】

- 法定協議会の枠組みを活用した情報共有・連携体制の強化（再掲）【方針1】【新規】
- 研修等を通じた支援者間の連携推進
- 自ら行動変容を希望するDV加害者からの相談対応【方針4】【新規】

主な数値目標

数値目標	現状値(R6)	目標値(R10)
女性相談支援員の配置市町数	25市町(R7年度)	全市町(35市町)
確保した一時保護施設の数	12か所	毎年度12箇所以上

数値目標	現状値(R6)	目標値(R10)
一時保護施設退所後にDVのない生活を始めた人の割合	97%	100%
協働可能な民間団体数	40団体	50団体